

やすらぎ霊園重要事項説明書

この書類はやすらぎ霊園の使用に当たり、重要事項を説明するものです。
必ず内容をご確認の上、重要事項同意書に署名・押印してください。

1 町営墓地について

- (1) やすらぎ霊園は大熊町が設置する墓地です。

名 称	所 在 地
やすらぎ霊園	大熊町大字大川原字西平1115番地1

- (2) 町営墓地は使用許可に基づきご使用いただくもので、墓地の販売ではありません。

2 墳墓について

- (1) 墳墓は焼骨を埋蔵し、墓碑等を設置するために区画された墳墓です。
(2) 各区画は更地の状態です。墓碑や墓誌などの碑石や工作物は、使用者が自らの負担で設置します。

規 格	大 き さ
自由墳墓	1区画 約4.5㎡ (境界ブロックを含む縦約2.5m×横約1.8m)

3 自由墳墓の使用期間について

- (1) 使用者は使用許可を受けた区画を条例違反等により使用許可等を取り消されない限り、継続して使用することができます。
(2) 使用者が死亡した時は、新たに墓地を使用する方が大熊町町営墓地使用权承継許可申請書(使用許可証・承継原因を証明する書類・住民票を添付)を環境対策課に提出してください。

※ 新たに墓地を使用する方は、相続者間で必ず同意を得てください。相続者間のトラブルについては、町は賠償や解決の責を負いません。

4 墓地の使用目的・方法について

- (1) 使用者は下記アの目的のために墳墓の区画を使用できます。
- (2) 墓碑等の建立前に、墳墓工事着工届(墳墓設計図(高さ・幅・奥行きを記入した平面図・立面図)を添付)を環境対策課に提出してください。
※墓石の形状等によっては変更を求める場合があります。
- (3) 墓碑等完成後は墳墓工事完成届(写真(正面・左右側面・裏面)を添付)を環境対策課に提出してください。
- (4) 埋蔵又は改葬をする場合は、使用許可証を環境対策課に提出し、埋蔵又は改葬事項の確認を受けてください。

ア 焼骨の埋蔵

・埋蔵できるのは原則、次のいずれかに該当する方の火葬された焼骨に限ります。

a	現使用者
b	現使用者の血族(養子縁組による法定家族及び胎児も含む)
c	a・bの配偶者
d	a・bの親族(死亡時に使用者と同居していた者、又は同一生計であった者及びその胎児も含む)
e	その他

イ 碑石及びそれに類するものの設置について

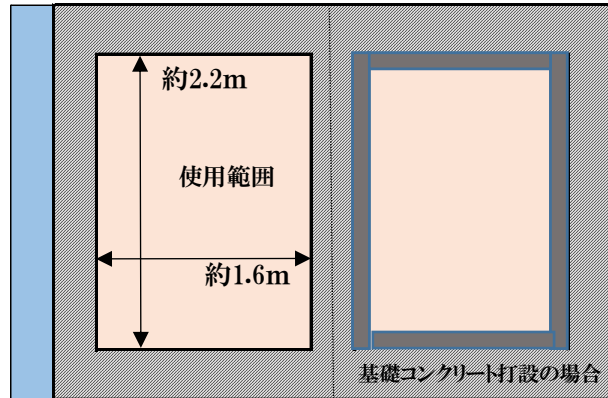
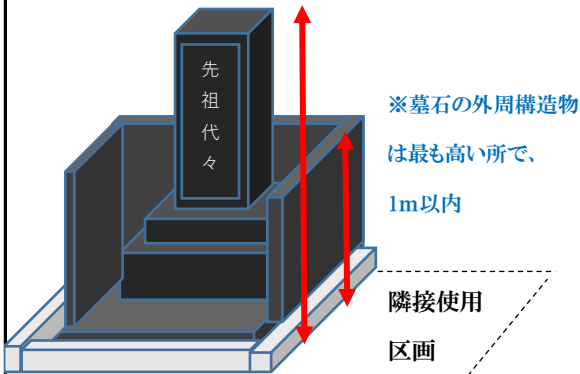
工 作 物	基 準	
碑 石	設 置	1区画内に納骨墓を2基以上設置しないこと 墓石正面はA・Bブロック全て南向きに設置すること
	寸 法 等	通路から高さ2.5m以内とすること。ただし、Bブロックの境界線(中央部分)から北側の区画は通路の高さから1.2m以内とすること
	そ の 他	通路、隣接する使用者に支障を及ぼさない様にする
植 栽	設 置	植栽はしないこと(通路、隣接する使用者に支障を及ぼす為)
柵・囲い	設 置	通路から高さ1m以内とすること(塔婆立ては含まず) 柵・囲い正面はA・Bブロック全て南向きに設置すること
	そ の 他	通路・隣接する使用者に支障を及ぼさない様にする
全 て の 工 作 物	工作物は境界ブロックの上には作らず、使用範囲内に作ること	
	工作物の高さは2.5m以内とすること	
	形状、色、表示等は公序良俗に反さず、町営墓地の風紀等を乱す恐れがないこと	

・Aブロック及びBブロック(境界線:中央部より南側)工作物等設置基準寸法

※碑石の高さ:2.5m以内
(境界ブロック高さ含む)

■:境界ブロック

□:基礎コンクリート



通路

・高さは通路を基準にすること

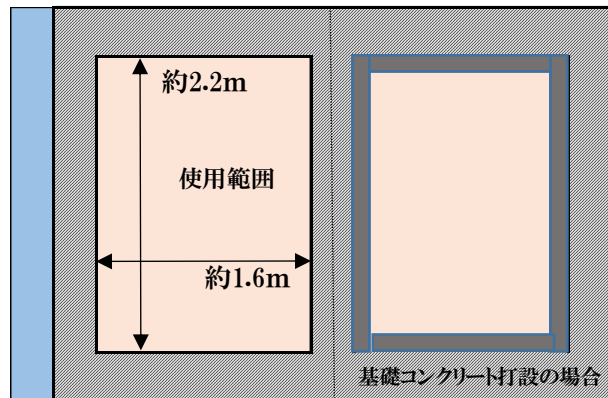
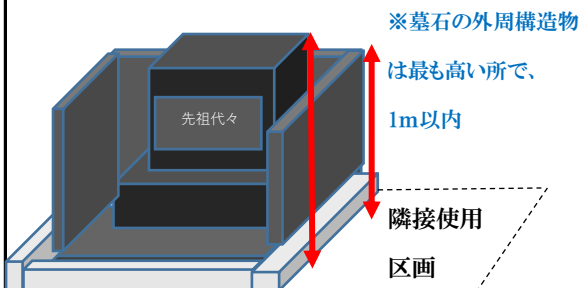
- ・碑石及びこれに類するものの高さは2.5m以内
- ・お墓を囲む塀などの高さは1m以内
- ・墓石正面はA・Bブロック全て南向きに設置すること
- ・基礎コンクリートを打設する際は、境界ブロックと隙間なく施工すること
- ・基礎の高さは境界ブロックの高さを超えないこと
- ・境界ブロックの上に工作物は作らないこと

・Bブロック(境界線:中央部より北側)工作物等設置基準寸法

※碑石の高さ:1.2m以内
(境界ブロック高さ含む)

■:境界ブロック

□:基礎コンクリート



通路

・高さは通路を基準にすること

- ・碑石及びこれに類するものの高さは1.2m以内
- ・お墓を囲む塀などの高さは1m以内
- ・墓石正面は全て南向きに設置すること
- ・基礎コンクリートを打設する際は、境界ブロックと隙間なく施工すること
- ・基礎の高さは境界ブロックの高さを超えないこと
- ・境界ブロックの上に工作物は作らないこと

5 墓地の使用料等について

(1) 使用に際しては次の使用料及び管理料を納付してください。

区分	使用料	管理料
自由墳墓	150,000円	(年額)5,000円

(2) 使用料及び管理料の納付方法については、大熊町役場出納室又は下記金融機関の窓口納付、もしくは、コンビニエンスストアで納付をお願いします。

※ 金融機関：東邦銀行、福島さくら農業協同組合、相双五城信用組合
大東銀行、福島銀行、あぶくま信用金庫、会津信用金庫

(3) 管理料については、年度ごとの支払いとなります。

※ 管理料が3年間納付されなかった場合は、使用許可等を取り消すことがあります。
※ 管理料は将来変更する場合があります。

6 使用者の変更について

使用者が死亡したとき、または、使用者を変更するときは、使用権承継許可申請書*を環境対策課に提出してください。

* 使用許可証・承継原因を証明する書類・住民票を添付してください。

7 自由墳墓の返還について

自由墳墓を使用しなくなったときは、使用者または使用者の相続人等は使用場所返還届出書を環境対策課に提出してください。

この場合、使用前の区画状態に原状回復して返還しなければなりません。

焼骨がある場合は、改葬の手続き(住民課で行います)後、焼骨を取り出し、墓石など工作物撤去等を行います。

8 墓地の使用条件・制限について

墓地の使用には下記の条件、制限があります。これらの条件、制限の他に大熊町墓地条例、同条例施行規則、その他町長が付した条例等に違反したときは、町営墓地の使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 使用者の承継以外に使用区画の使用、譲渡又は使用区画の転貸等を行うことはできません。
- (2) 営利を目的とした使用はできません。
- (3) 焼骨の埋蔵、碑石等の設置その他の墳墓本来の使用目的以外には使用できません。
- (4) 霊園内で発生した損害について、町は一切の賠償の責任を負いません。ただし、町の瑕疵による損害の場合を除きます。
- (5) 使用区画の清掃と除草は使用者が責任を持って適切に管理してください。
- (6) 焼骨の埋蔵・改葬、碑石等の工作物の設置に当たっては手続きが必要ですので環境対策課へご連絡ください
- (7) 各種の手続きを行う際には、使用許可証の原本が必要です。
使用許可証を紛失したときは、町に届け出て再交付を受けてください。

9 その他

- (1) 使用許可の取り消し後、使用区画を原状回復して返還されないときは、町長が原状回復を行います。
この場合、町長は必要に応じて使用区画に設置された碑石などの工作物を処分し、埋蔵された焼骨を永代墓に改葬します。
使用者(使用者が死亡した場合は、相続人等)は、これらに要した費用を支払わなければなりません。
- (2) 使用者が死亡し、相続人等がない場合、使用区画に設置された碑石などの工作物は町が処分し、埋蔵された焼骨を永代墓に改葬します。
- (3) 旧警戒区域で使用していた墓石をやすらぎ霊園へ移転し、使用することはできません。
- (4) やすらぎ霊園内には井戸を利用した水くみ場が設置されています。
この水は水質検査を行い確認をしていますが、飲料水としては使用できませんのでご了承ください。
- (5) お供え・お花等は、墓参後お持ち帰りください。そのまま放置されますと、野鳥や動物等により墓石等が汚されてしまいます。